

令和4年度道路除草について

(閲覧者用資料)

閲覧期間：令和4年2月17日（木）～令和4年2月25日（金）
午前9時～午後5時

目 次

1. 入札について
2. 特記仕様書について

閲覧者は必ずお読みください

1. 入札について

■令和4年度道路除草は、各ブロック毎の入札によって一ブロック1社と契約を交わします。

1社あたり複数ブロックの入札および契約に制限はありませんが、作業責任者および作業副責任者は、1つのブロックに専従するものとし、複数のブロックへの従事はできません。

■入札参加数に制限はありませんが契約事項および特記仕様書を遵守できるということが大前提となりますので、確実に遵守できると判断したうえで参加申込み、入札してください（自社社員による直接施工・担当者の雇用証明・一ブロックへの専従・指示後14日以内での除草完了・1か月1回以上のパトロールの実施等）。

■入札を辞退する場合は辞退届を入札書提出前まで提出してください。入札書提出後の辞退は認めません。

■契約後、契約事項および特記仕様書が遵守されておらず、是正の必要があると判断した場合には指示書等で勧告を行います。それでも改善されない場合は契約を解除します。

■スケジュール

①設計書閲覧および入札参加申込み

期間：令和4年2月17日（木）～令和4年2月25日（金）

午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）

場所：1～3ブロック 秋田市土崎港西五丁目3番1号

秋田市北部市民サービスセンター

4ブロック 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市中心市民サービスセンター

5～8ブロック 秋田市広面字釣瓶町13番地3

秋田市東部市民サービスセンター

9～10ブロック 秋田市御野場一丁目5番1号

秋田市南部市民サービスセンター

11～13ブロック 秋田市新屋扇町13番34号

秋田市西部市民サービスセンター

14～15ブロック 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2

秋田市河辺市民サービスセンター

16～17ブロック 秋田市雄和妙法字上大部48番地1

秋田市雄和市民サービスセンター

②指名通知（参加者へ）

令和4年3月7日（月）ころに、入札参加要件を満たしている入札参加希望者へ「入札の執行について」を通知します。

③入札

月日：令和4年3月15日（火）

場所：秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2 秋田市河辺市民サービスセンター2階 大会議室

※入札の順番は、入札案件一覧表でご確認ください。

④契約

令和4年3月22日（火）までを予定

⑤業務執行

令和4年4月1日～令和4年10月31日

■その他詳細については秋田市ホームページに「道路除草の公募型指名競争入札」のページがありますので、そちらをご覧ください。

1～3ブロック：北部市民サービスセンターホームページ

4ブロック：中央市民サービスセンターホームページ

5～8ブロック：東部市民サービスセンターホームページ

9～10ブロック：南部市民サービスセンターホームページ

11～13ブロック：西部市民サービスセンターホームページ

14～15ブロック：河辺市民サービスセンターホームページ

16～17ブロック：雄和市民サービスセンターホームページ

2. 特記仕様書について

■第1 作業班等について

雇用保険加入社員による作業班の編成・一ブロックへの専従・直接施工が条件となります。落札した方には契約時に担当者名簿および雇用保険加入の証明ができる書面を提出していただきますので、十分に考慮のうえ入札参加申込みをしてください。

①「雇用保険加入」の理由

当業務の性質上、作業指示→即日施工を実施しなければならない場合があり、短期雇用の作業員では緊急対応が困難であると見込まれるため、加入を条件としております。

②「雇用保険加入」の時期

現時点で未加入の作業員であっても入札までに加入し、契約時に加入証明出来る書面を提出できるのであれば問題ありません。

③会社役員の作業従事について（役員は雇用保険に加入できない）→ 認めます

④業務の指示・書類の提出の手続きは令和4年4月1日から行います。

- 1～3ブロック：北部市民サービスセンター
- 4ブロック：中央市民サービスセンター
- 5～8ブロック：東部市民サービスセンター
- 9～10ブロック：南部市民サービスセンター
- 11～13ブロック：西部市民サービスセンター
- 14～15ブロック：河辺市民サービスセンター
- 16～17ブロック：雄和市民サービスセンター

■第2 業務遂行の注意点について

以下のいずれかに該当した場合、契約書の規定により、指示書等での勧告といった手順を踏まえ、契約を解除する場合があります。

- ①除草作業の不良が認められたとき
- ②過度な作業が認められたとき
- ③市からの指示に従わないとき
- ④特記仕様書を遵守しないとき

■第3 パトロールについて

6月下旬～9月上旬までは草が繁茂し、歩行者および車両の走行の妨げになるため、この時期は特にパトロールを強化し、通行の支障となるような状況を発見した場合は、担当職員へただちに連絡してください。

■第4 除草期間について

繁茂期以外の期間であっても、残暑の影響等によりパトロールが必要と判断される場合においては、継続してパトロールを実施してください。

■第5 除草の可否等について

パトロール結果表の提出時または提出後、担当者の指示を受けてください。ただし、発注者から電話やFAX等で指示のあった場合は、直ちに除草してください。

■第6 作業内容について

刈りっぱなしか処分まで必要なのかについては必ず発注者と事前に協議してください。

■第7 完成書類について

完成書類の提出期限は遵守してください。

なお、集計表を添付し、市に提出する全ての地図類については、ゼンリン住宅地図程度以上の精度のものにしてください。

竣工写真については着工前・完成を見開きとします。